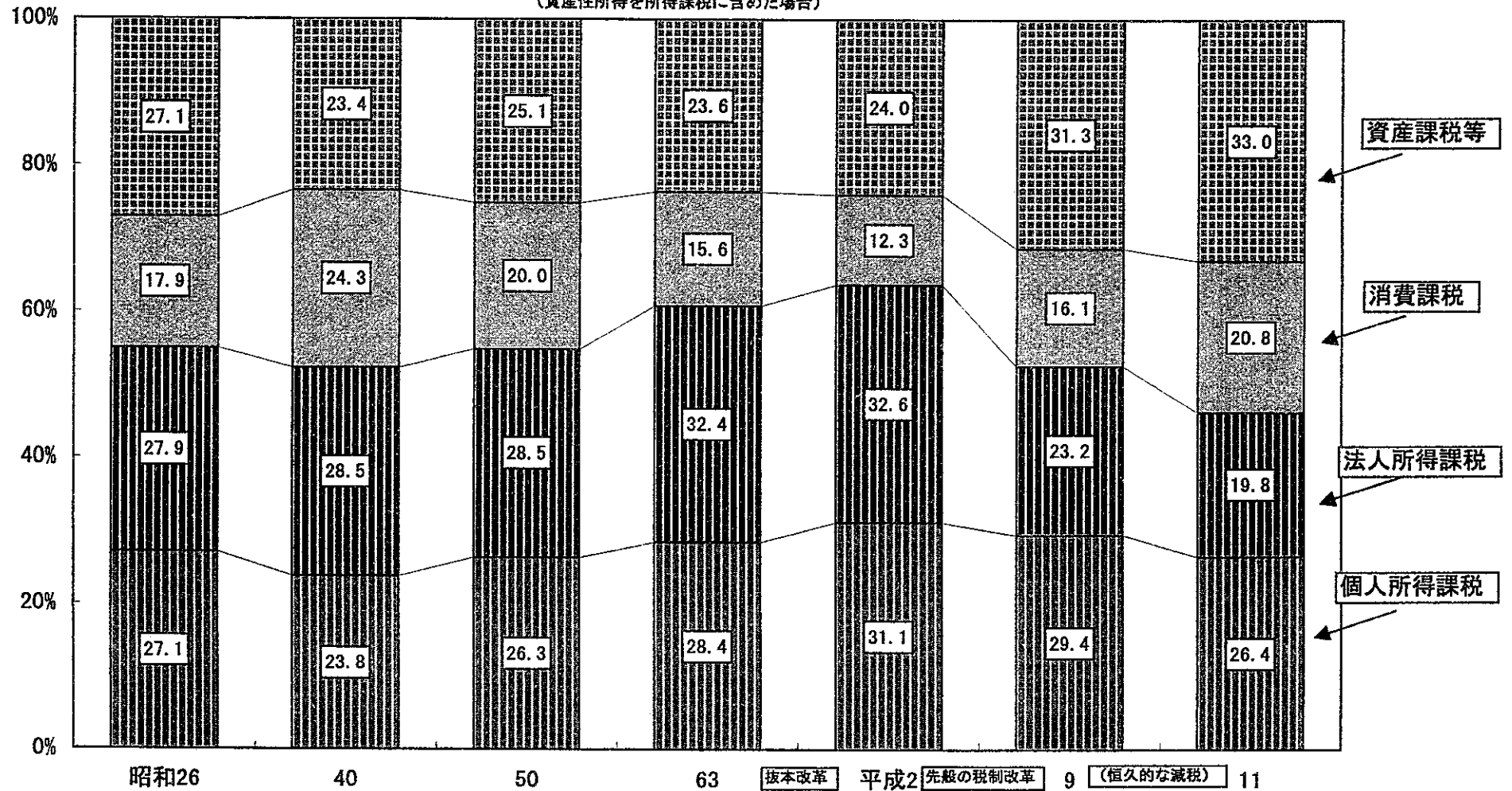


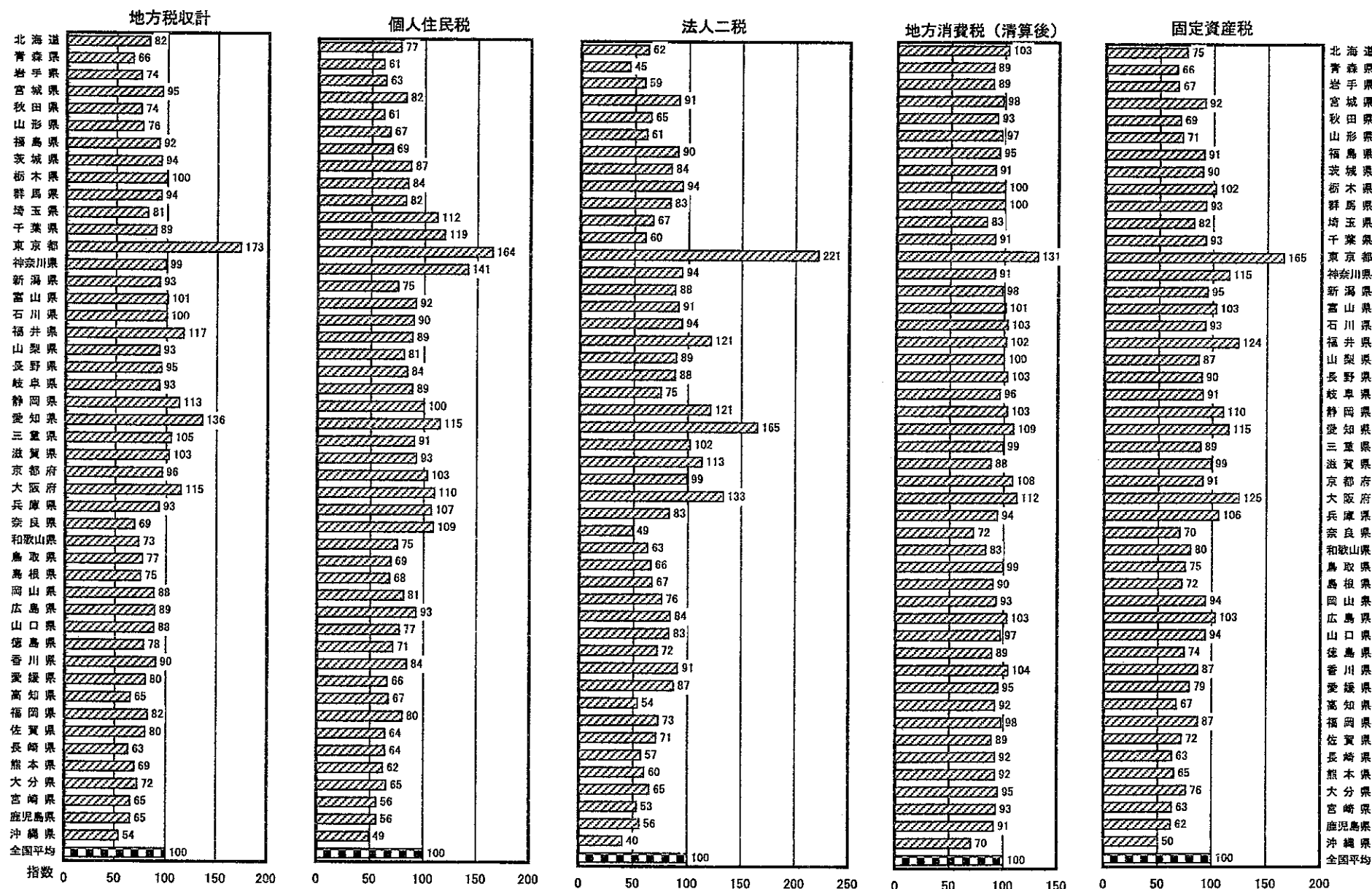
所得・消費・資産等の税収構成比の推移（地方税）

（資産性所得を所得課税に含めた場合）



（注） 平成9年度までは決算額、平成11年度は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

地方税収計、個人住民税、法人二税、地方消費税及び固定資産税の人口1人当たり税収額の指数(全国平均を100とした場合、平成9年度)

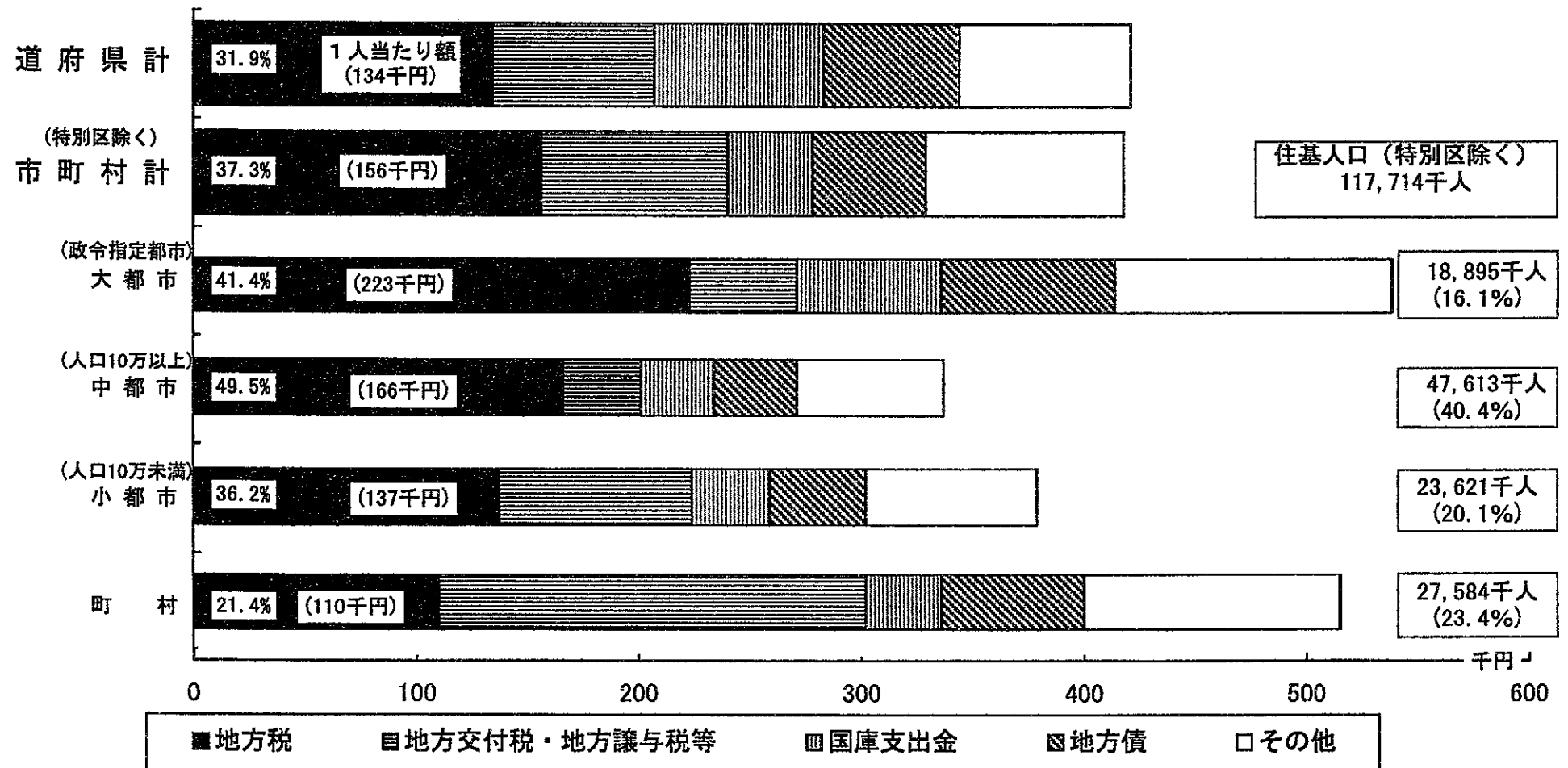


(注1) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税及び個人市町村民税の合計額である。

(注2) 法人二税の税収額は、法人道府県民税及び法人事業税の合計額である。

(注3) 地方消費税については、全国計を消費のシェアに基づき清算した後の配分額を使用している。

都道府県及び市町村（規模別）の歳入決算（9年度）の状況（1人当たり歳入額及び構成比）



- (注) 1 「地方譲与税等」には、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金を含む。
- 2 「国庫支出金」には、交通安全対策特別交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
- 3 「その他」とは、都道府県支出金、分担金及び負担金、使用料・手数料、繰入金、諸収入、繰越金など、区分して明示している歳入以外のすべての歳入の合計である。

地方分権推進計画(抄)

〔平成10年5月29日〕
閣 議 決 定

第4 国庫補助負担金の整理合理化と地方税財源の充実確保

4 地方税財源の充実確保

(1) 地方税

ア 地方税の充実確保

- (7) 国と地方の歳出純計に占める地方の歳出の割合は約3分の2であるのに対し、租税総額に占める地方税の割合は約3分の1となっており、歳出規模と地方税収入との乖離が存在している。

地方税については、基本的に、この地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、その充実確保を図る。

- (4) 今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充するとともに、住民の受益と負担の対応関係をより明確化するという観点から、国と地方公共団体との役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、地方税の充実確保を図る。

この場合、生活者重視という時代の動向、所得・消費・資産等の間における均衡がとれた国・地方を通じる税体系のあり方等を踏まえつつ、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する。

平成10年度においては、事業税の外形標準課税の課題を中心に、地方の法人課税について総合的な検討を進める。

これらの検討と併せて、地方税と国庫補助負担金、地方交付税等とのあり方についても検討を加える。

- (9) このような考え方に立って地方税の充実確保を図っていく必要があるが、当面は、国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務の実施が必要な場合や国から地方公共団体への事務・権限の委譲が行われた場合において、その内容、規模等を考慮しつつ、地方税等の必要な地方一般財源の確保を図る。

イ 課税自主権の尊重

- (7) 法定外普通税の許可制度については、より課税自主権を尊重する観点から廃止し、都道府県又は市町村が法定外普通税を新設又は変更するに当たっては、国と事前協議を行うこととする。この場合、国との同意を要することとする。

ただし、税源の所在及び財政需要の有無については、事前協議の際の協議事項から除外し、国の関与を縮減することとする。

- (4) 法定外目的税については、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにもつながることから、その創設を図る。その場合、国と事前協議を行うこととし、法定外普通税と同様、国との同意を要することとする。

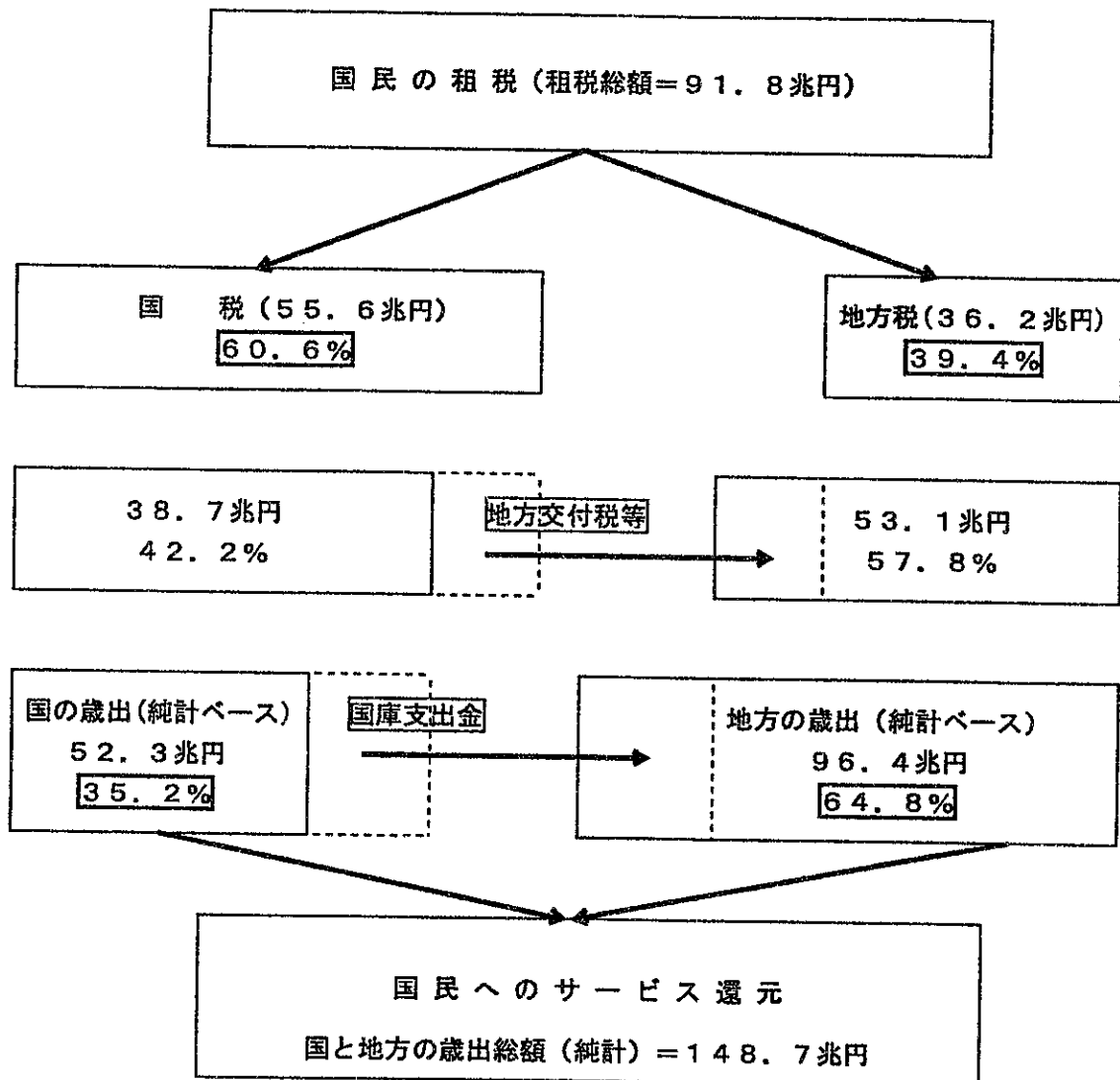
- (9) 標準税率を採用しない場合における国への事前の届出等については、課税自主権の尊重の観点から廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

- (1) 制限税率は、総合的な税負担の適正化を図るためにも、その全面的な廃止は適当ではないが、個人市町村民税については、住民自らが負担を決定する性格が強いこと、個人道府県民税には制限税率がないこととの均衡等を考慮し、その制限税率を廃止する。

【措置済み(地方税法改正 平成10年4月1日施行)】

国・地方の財源配分（平成9年度）

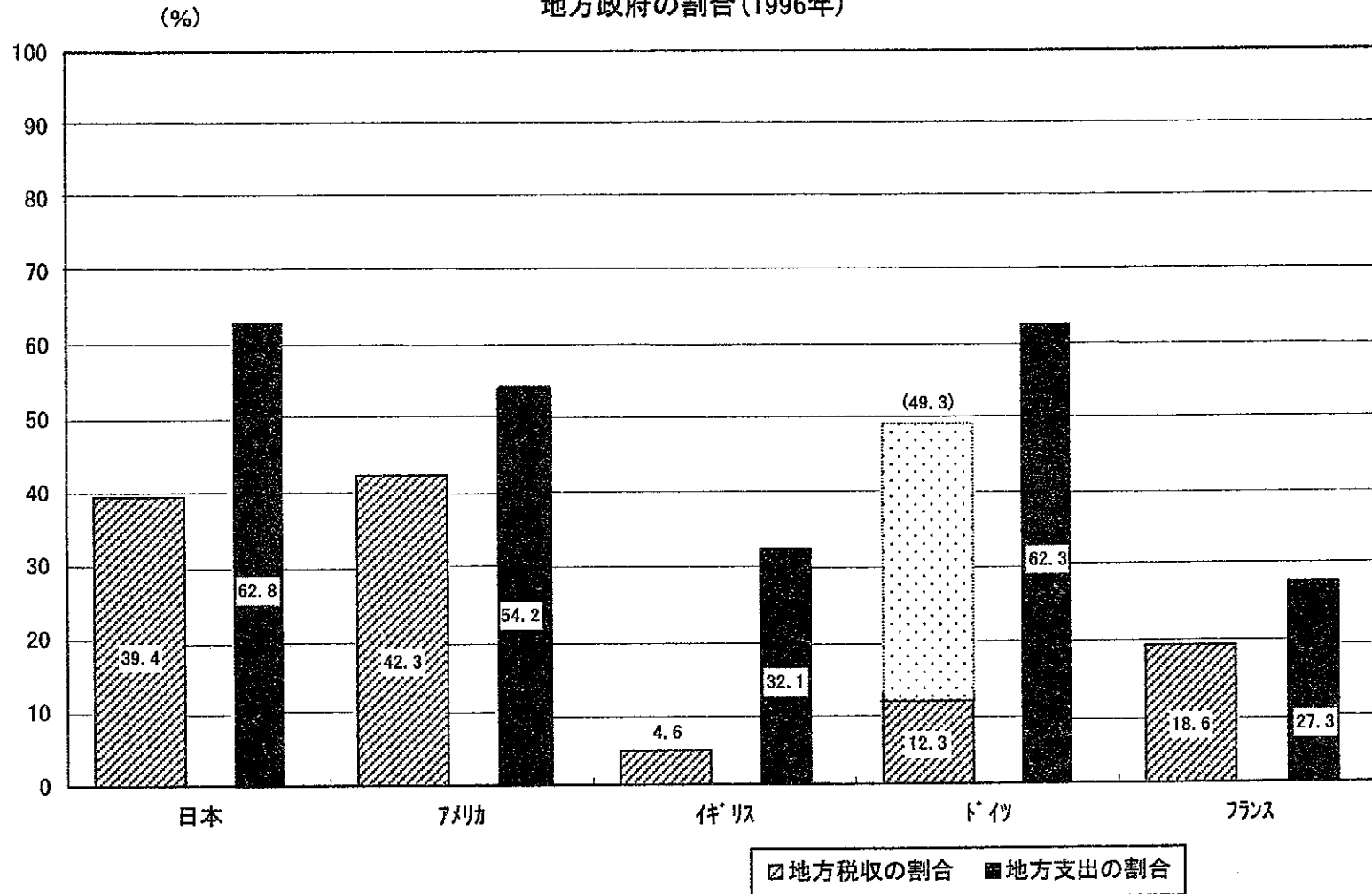


地方歳出に占める地方税収入の割合

（平成9年度決算額）

地方税	地方譲与税 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
361,555 (37.0%)	182,081 (18.6%)	143,724 (14.7%)	140,786 (14.4%)	148,592 (15.2%)
地方歳出 97兆6,738億円				
（単位：億円、％）				

中央・地方政府を合わせた税収・総支出（SNAベース）に占める
地方政府の割合（1996年）



- (注) 1 税収の割合は、「REVENUE STATISTICS OF OECD MEMBER COUNTRIES 1965-1997」の1996年の数値等から計算した。
- 2 総支出に占める割合は、日本は「国民経済計算年報」（経済企画庁、平成11年度版）の1997年度の数値、外国は「NATIONAL ACCOUNTS1998」（OECD）の1996暦年の数値から計算した。
- 3 地方税には、アメリカの場合は州税を含む。ドイツの場合は、州税及び共同税（連邦、州、市町村）の州分を含めると49.3%となる。
- 4 アメリカ、ドイツの地方支出は州政府支出と地方政府支出の合計である。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）（抄）

附 則

（検討）

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議（抄）

〔平成十一年七月八日

参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会

政府は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に当たっては、住民に身近な行政は地方公共団体に委ねるという本法の趣旨を広く実現するとともに、特に次の諸点に留意し、その適用に遺憾なきを期すべきである。

（略）

一 本法の附則による地方税財源充実確保策の検討・措置については、地方における歳出規模と地方税収との乖離を縮小する観点から、国・地方を通じる税体系のあり方について抜本的な検討を行うこと。

また、各地域の実情に応じた事業を進めるため、国庫補助負担金のさらなる整理・合理化を早急に推進するとともに、存続する国庫補助負担金については、統合・メニュー化を一層推進し、運用・関与の改革を図ること。

（略）

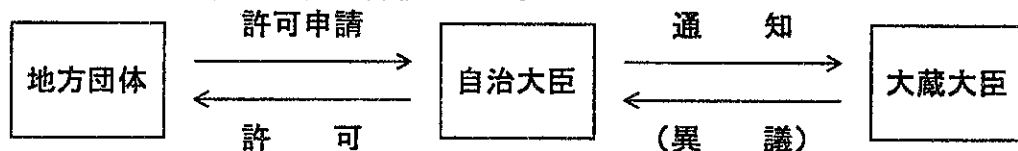
右 決議する。

法定外普通税、法定外目的税について

現行制度

法定外普通税

地方税法で定められた住民税、事業税、固定資産税等の各税目以外に条例で普通税（使途制限なし）を課税できる。



【法定外普通税の課税状況】

- ・核燃料税等（13団体）……原子炉への核燃料の挿入等に課税
 - ・石油価格調整税（1団体）……揮発油の販売に課税
 - ・砂利採取税等（5団体）……砂利の採取等に課税
 - ・別荘等所有税（1団体）……別荘等の所有に課税
- 合計 211億円（平成9年度決算額）…地方税収総額の0.06%



課税自主権の尊重による地方税の充実確保 （地方分権推進計画）



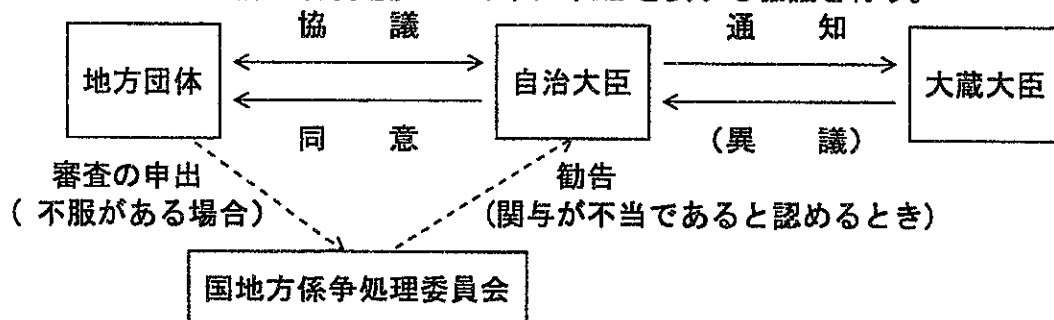
地方分権一括法案による地方税法改正（平成12年4月1日施行）

法定外目的税の創設

住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げることにつながる。

法定外普通税に係る国の関与の見直し

自治大臣の許可制度を廃止し、国と同意を要する協議を行う。



【協議の原則】

- ① 書面主義の原則
- ② 手続の公正・透明性の確保
- ③ 事務処理の迅速性の確保

○ 法定外普通税の状況

(11.4.1 現在) (平成9年度決算額)

[都道府県]

石油価格調整税	沖縄県	9億円
核燃料税	北海道、宮城県、福島県、新潟県、 石川県、福井県、静岡県、島根県、 愛媛県、佐賀県、鹿児島県	182億円※
核燃料物質等取扱税	青森県	14億円
核燃料等取扱税	茨城県(H11.4.1～)	—
計	14団体	205億円

[市町村]

砂利採取税等	君津市(千葉県)、富津市(千葉県)、 山北町(神奈川県)、中井町(神奈川県)、 城陽市(京都府)	2億円
別荘等所有税	熱海市(静岡県)	4億円
計	6団体	6億円

[合計] 20団体 211億円

※ 茨城県の核燃料税(～H10年度)1億円を含む。

Ⅱ 法人事業税への外形標準課税の導入について

地 方 法 人 課 税 の 概 要

1 法人住民税

(1) 課税団体 都道府県及び市町村

(2) 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 標準税率等

均等割 都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～ 80万円(5段階)
市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ 5万円～300万円(9段階)

法人税割 ・ 課税標準 原則として法人税法等の規定によって計算した法人税額
・ 税率 都道府県： 5%
市町村：12.3%

(4) 税 収 額

(単位：億円)

区 分	法人道府県民税(うち均等割)	法人市町村民税(うち均等割)	合計(うち均等割)
平成9年度決算	9, 538 (1,265)	25, 319 (3,781)	34, 857 (5,046)

2 法人事業税

(1) 課税団体 都道府県

(2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人

(3) 課税標準 所得及び清算所得(原則として法人税の所得計算の例により算定)
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

(4) 標準税率

① 所得金額課税法人

現 行 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)	改 正 前
普通法人	普通法人
年400万円以下の所得 5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超800万円以下の所得 7.3%(Δ1.1%)	年400万円超800万円以下の所得 8.4%
年800万円超の所得及び清算所得 9.6%(Δ1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得 11%
特別法人(協同組合等)	特別法人(協同組合等)
年400万円以下の所得 5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超の所得及び清算所得 6.6%(Δ0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得 7.5%

(現 行) (改正前)
② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

(5) 税 収 額 48, 294 億円(平成9年度決算)

外形標準課税の検討の経緯等について

昭和24年9月 シャウプ使節団『日本税制報告書』（第一次シャウプ勧告）

昭和25年）
昭和26年） 道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないまま廃止）

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申

平成 8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告
「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」
「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考ええる。」
「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成 9年 政府税制調査会答申
「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）
政府税制調査会答申（12月）
「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月9日）

「地方法人課税小委員会報告」のあらまし

外形標準課税の意義

地方分権を支える安定
的な地方税源の確保

応益課税としての税の
性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済構造改革の促進

※ 課税の仕組みについて、専門的・理論的に検討

望ましい外形基準のあり方

事業活動規模を適切に表すもの、
普遍性、中立性

簡素で納税事務負担が小さな仕組み

小委員会で検討した外形基準の4つの類型

① 事業活動によって生み出された価値 (事業活動価値(仮称))

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき(経過措置として所得基準による課税と併用)

② 給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

③ 物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準(事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費)と人的基準(給与総額)の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④ 資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税(事務所等の数や従業員数を加味)
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

※・税率は、受益に応じた税負担という観点から、基本的に、比例税率が適当。
・これまでの税收規模が大きく変化することは前提とせずに課税の仕組みを検討。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ① 税負担変動について、税負担能力への配慮等から、所得基準による課税と併用
- ② 納税事務負担軽減等の観点からの簡素化の工夫
- ③ 外形基準に応じ既存地方税との所要の調整

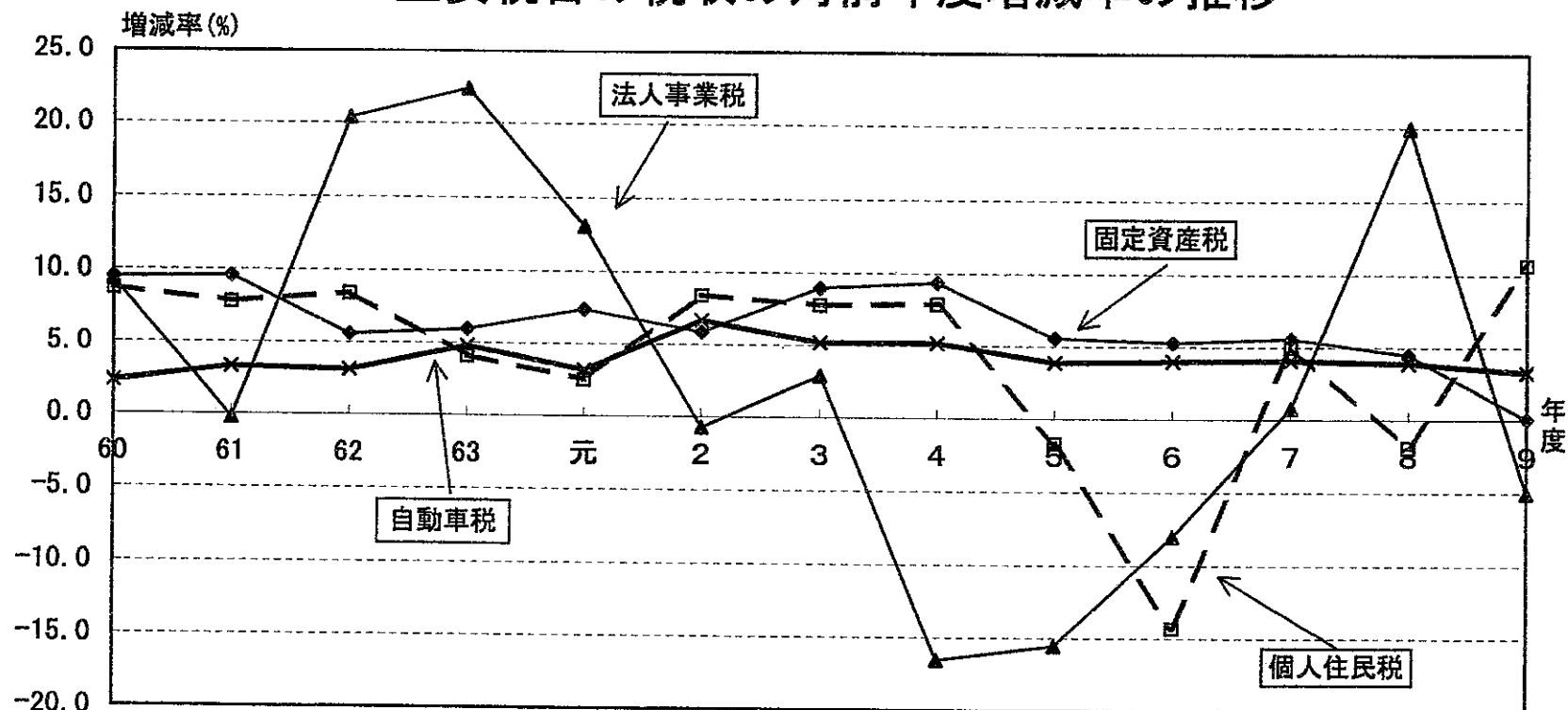
税負担等への配慮に関する課題

- ① 中小法人に対する一定の配慮が必要
- ② 雇用への影響についての留意が必要
- ③ 適切な経過措置が必要

(結び)

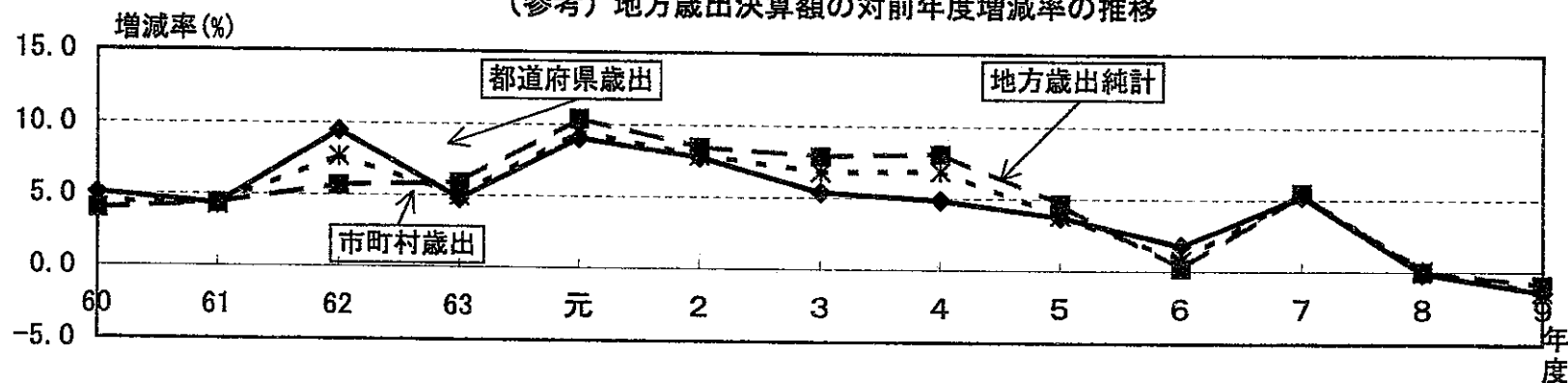
- ・できるだけ早期に外形標準課税の導入を図ることが望ましい。なお、その具体的な実施時期は、景気の状態等を踏まえて判断する必要。
- ・今後、各界各層で幅広く議論され、国民的な合意の形成が図られることを期待。

主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

(参考) 地方歳出決算額の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

利益法人及び欠損法人の状況

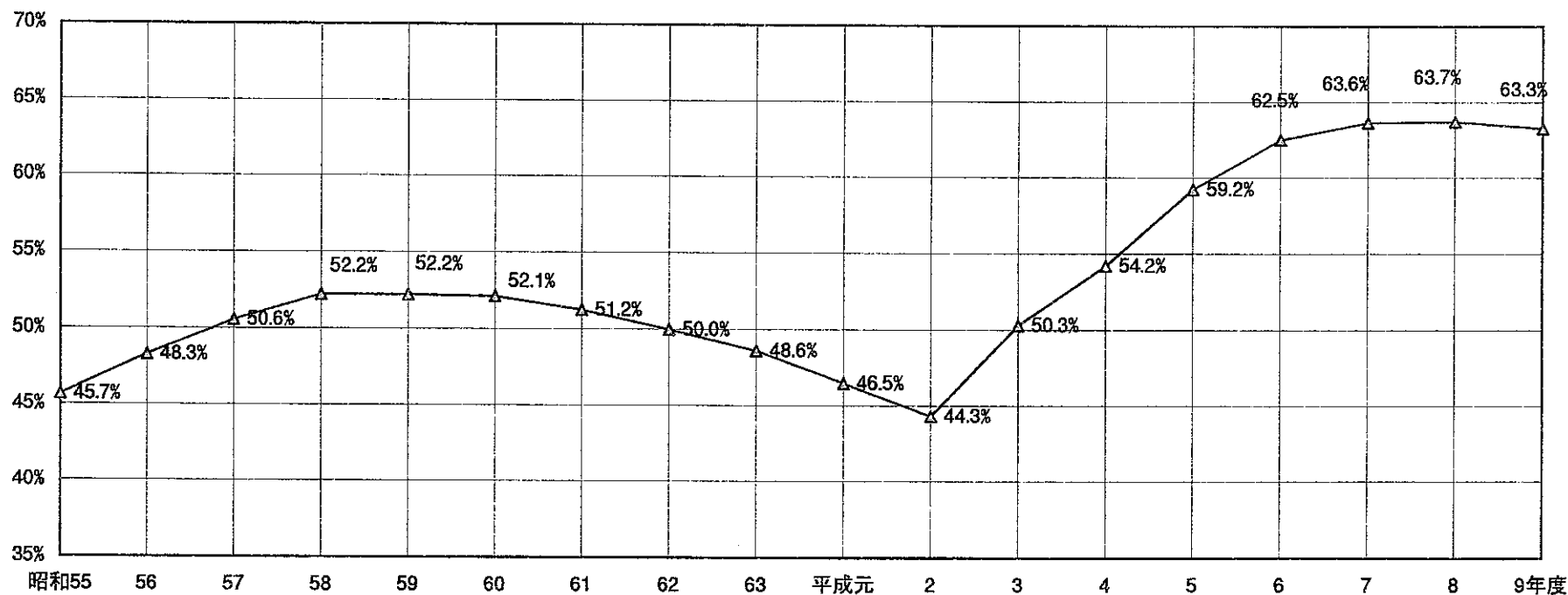
(平成9年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,430,267	892,193	36.7	1,538,074	63.3%
資本金1億円以下	2,401,452	876,599	36.5	1,524,853	63.5%
資本金1億円超	28,815	15,594	54.1	13,221	45.9%

(注) 法人数は、平成9年2月1日から平成10年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。

欠損法人の割合の推移

欠損法人の割合は、景況等の影響によりいわゆるバブルの崩壊後上昇してきています。
 (注) 欠損法人とは、所得金額が負又は0及び繰越欠損金を控除した結果、所得金額が0となった法人をいいます。



欠損法人数(千社)	685	746	805	850	870	889	894	899	910	916	928	1,123	1,247	1,385	1,480	1,528	1,543	1,538
全法人数(千社)	1,499	1,545	1,592	1,628	1,666	1,705	1,746	1,799	1,872	1,971	2,095	2,233	2,301	2,339	2,367	2,401	2,421	2,430

(備考) 資料は、自治省の「道府県税の課税状況等に関する調」による。各年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した法人についての計数である。(ただし、調査対象は、活動中の普通法人のみで、清算法人及び収入金額課税法人を除く。)

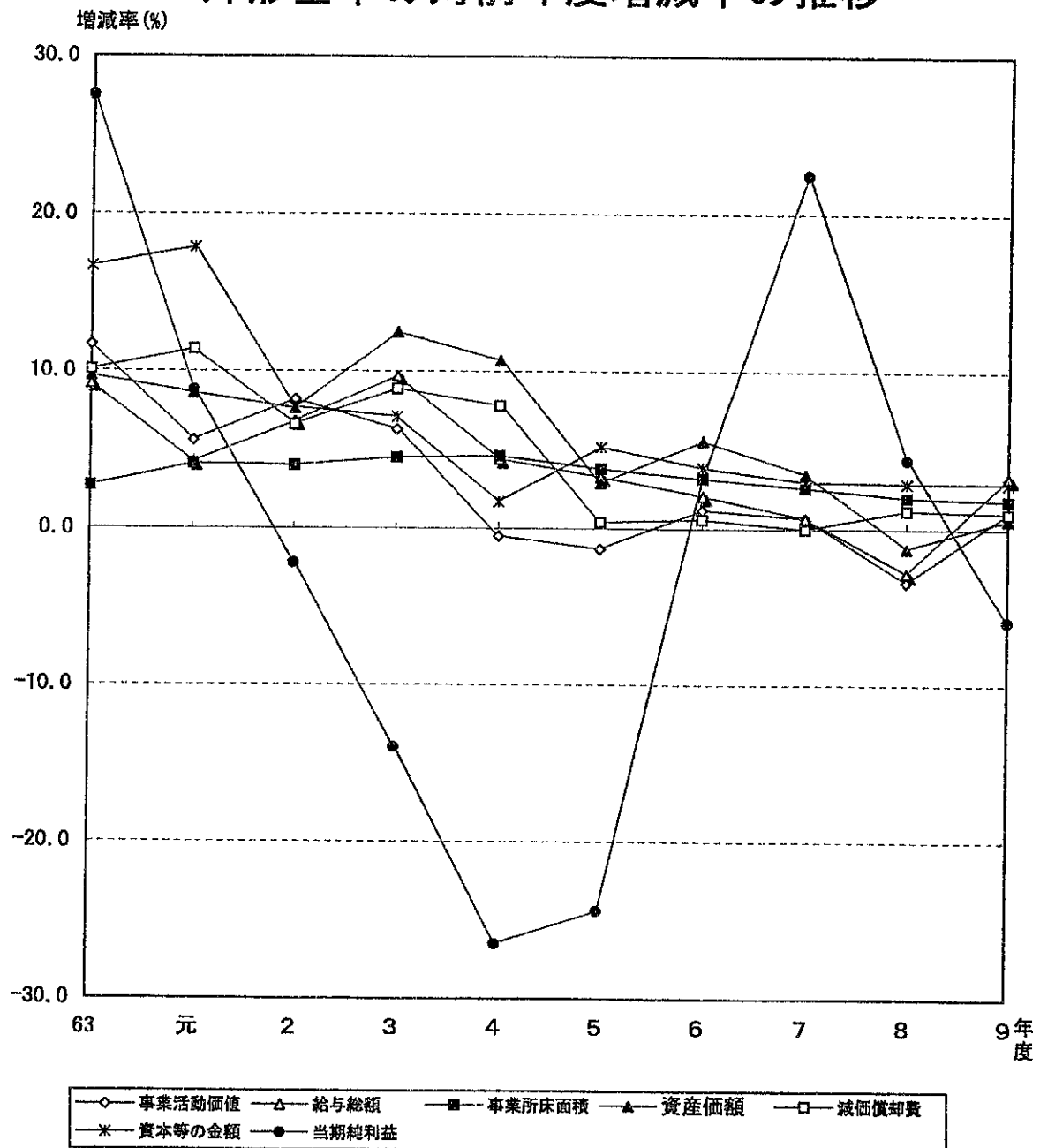
各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成４年～８年(度)の平均値
所得(都道府県課税状況調による所得)	３６兆円程度
事業活動価値	２６９兆円程度
給与総額	１９６兆円程度
家屋床面積	１９億㎡程度
資産（家屋＋償却資産）価額	２９０兆円程度
減価償却費	３９兆円程度

(参考) 資本等の金額 １０５兆円程度

- (注) １．上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。
- ２．所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治省）の平成４年度分から平成８年度分までの所得の平均値である。また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に係る所得は、含まれていない。
- ３．事業活動価値は、利潤＋給与＋利子＋賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値で、次の数値によった。
- 利潤＝税引前当期純利益、給与＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料として計算した。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ４．給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、役員給与＋従業員給与＋福利厚生費の数値の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ５．家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調査」（自治省）に基づき、平成４年度から平成８年度までの平均値を計算した。
- なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。
- ６．資産（家屋＋償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、その他有形固定資産の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ７．減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ８．資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。

外形基準の対前年度増減率の推移



(備考)

- 事業所床面積は、「固定資産の価格等の概要調査」(自治省調べ)により、その他は「法人企業統計年報」(大蔵省調べ)による。
- 各指標は、次のデータを用いた。
 - 事業活動価値………税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額
 - 給与総額………役員給与、従業員給与及び福利厚生費の合計額
 - 事業所床面積………法人が所有する家屋床面積の総数
 - 資産価額………その他の有形固定資産(有形固定資産から土地及び建物仮勘定を除いたもの。)
 - 減価償却費………減価償却費(特別減価償却費を除く。)
 - 資本等の金額………資本金及び資本準備金の合計額
 - 当期純利益………税引前当期純利益